第181回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時:平成30年12月29日(金)13:00~13:17

場 所:経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者:八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

議 題:

- (1) 「適正なガス取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメントについて
- (2) 「電力の小売営業に関する指針」の改定にかかるパブリックコメントについて
- (3) 「卸電力市場の流動性向上の観点からの 旧一般電気事業者(小売部門)の予備 力確保の在り方」の改定について

○八田委員長 それでは、時間になりましたので、第181回電力・ガス取引監視等委員 会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議事に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○小柳総務課長補佐 第2部の2つの議題につきましては、個社情報を取り扱うことから、これらの議事については、委員会として非公開とすることが必要と判断された場合には非公開とし、「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

また、会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について改めてご 相談することとしたいと考えております。

以上、議事の取り扱い等についてご判断をください。

○八田委員長 ただいまご説明がありましたように、「議事次第」において、第2部と 記されている2つの議題については非公開での開催にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、第1部の議事に入ります。

議題(1)は、「「適正なガス取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメント について」、これは、鎌田課長からご説明をお願いいたします。

○鎌田取引監視課長 資料は、公開資料の3/146ページでございます。

資料3-1でございますが、「適正なガス取引についての指針」の改定にかかるパブリックコメントの実施について、ご審議をいただくものでございます。「主なポイント」の2パラのところにございますとおり、LNG基地の第三者利用の促進に向けた、これまでの制度設計専門会合における議論を踏まえまして、資料3-2としまして、5ページから新旧対照表を添付しておりますけれども、こちらのとおり「適正なガス取引についての指針」の改定をするというものでございます。

「主な改定内容」につきましては、3ページの下のほうに「参考」としまして整理をしております。

簡単にご紹介しますけれども、1つ目が、①とありますが、製造設備の余力の見通しに 関しまして、「製造委託者が利用可能となる量であったり容量を定量的に示すこと」を望 ましい行為としてガイドラインに明記をいたします。

4ページでございますが、2つ目としましては、ルールシェア方式での貯蔵料金の算定におきまして、「平均貯蔵量あるいは払出量を課金標準として用いること」を望ましい行為としてガイドラインに明記をいたします。

3点目でございますが、「配船調整またはLNGの貸借によって生じた貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映させて、通常よりも低く設定すること」を望ましい行為としまして、また、「貯蔵料金が増加した場合に、その分、料金を高く設定すること」を問題となる行為としまして、ガイドラインに明記をいたします。

4点目でございますが、基地利用料金の情報開示に関しまして、「守秘義務契約締結後、速やかに基地利用料金の目安を委託者に通知をする、あるいは基地利用検討の結果回答時には、基地利用料金の概算額を通知すること」を望ましい行為としてガイドラインに明記をいたします。

5点目でございますが、「LNG基地の第三者利用に関する契約の締結に関しまして紛争が生じた場合には、あっせん・仲裁の利用が可能である」旨をガイドラインに明記をするということでございます。

主にこの5点につきましてガイドラインを改定するということでございます。

パブコメ終了後におきましては、速やかに経済産業大臣への建議の手続きを進めたいと

考えております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、特にご異論がないようですので、このまま事務局としては速やかに手続きを 進めていただきたいと思います。

- ○鎌田取引監視課長 ありがとうございます。
- ○八田委員長 それでは、次に議題(2)です。「電力の小売営業に関する指針の改定にかかるパブリックコメントについて」、これは、木尾室長からご説明をお願いいたします。
- ○木尾取引制度企画室長 まず、小売営業関係の指針でございますけれども、具体的には、102/146ページに「経緯」を書いてございます。いわゆる取戻し営業に関するものでございます。──済みません、もう一回確認をいたします。122/146ページですね。失礼しました。

まず「経緯」でございます。

いわゆる取戻し営業に関係するものでございますけれども、需要者が新事業者に申し込みを行い、スイッチング期間中、これは大体2カ月ぐらい、現行2カ月ぐらいかかってございますけれども、スイッチング期間中に現小売電気事業者が、いわゆる取戻し営業を開始するということでございまして、具体的には、そのスイッチング情報を現小売事業者が受け取ってから取戻し営業は行われることが多いのではないかという指摘がございまして、今回、そのスイッチング情報について、営業活動に使うことを目的外利用として位置づけて、問題である行為という形にしたいというものでございます。

具体的な管理を123/146ページに書いてございます。

まず、ルール化の対象としては、全ての小売電気事業者を対象にするということでございまして、スイッチング情報の定義としては、論点1-3に書かせていただいてございますけれども、「需要家が現小売電気事業者から新小売電気事業者にスイッチングの申し込みをした旨の情報」ということでございます。

さらに論点1-4に書いてございますけれども、このガイドラインの改定案の結果として、問題となる行為についての実施できなくなる行為として申し上げますと、「スイッチ

ング期間中にスイッチング情報を用いて当該需要家が既に意思決定をしたスイッチングの 申し込みを撤回させることを目的とする」ような、そういう営業行為は禁止をするという ことでございます。

逆に実施が引き続き可能な行為として申し上げますと、「現事業者が全需要家に対して 実施する一般的な違約金の説明等々については、引き続き可能である」ということでござ います。

関連しまして、スイッチング情報なり営業利用を、こういう形で一定のルールをルール 化するということでございますけれども、「必要な体制整備を各社が行うこと」を望まし い行為として位置づけるということを考えてございます。

具体的な改正文案、新旧対照表を118/146ページ以降につけさせていただいてございます。この新旧を反映した具体的な改定案が53/146ページからずっと続いてございますけれども、具体的に改定する場所は102/146ページ及び103/146ページになってございます。

もし、ご了解いただけるようであれば、これを直ちにパブリックコメントにかけさせていただきたいと考えてございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

これも、これまで議論してきたところでもありますし、ご異論がないようですので、次 の手続きを速やかに進めていただきたいと思います。

- ○木尾取引制度企画室長 ありがとうございます。
- ○八田委員長 それでは、議題(3)です。「卸電力市場の流動性向上の観点からの、 旧一般電気事業者(小売部門)の予備力確保の在り方」の改定について、これも木尾室長 からご説明をお願いいたします。
- ○木尾取引制度企画室長 132/146ページに「経緯」を簡単に記載させていただいてご ざいます。

改めて申し上げますと、旧一電9社は、自主的取組として2013年以降、余剰電力の全量を卸電力市場に投入することになっているわけでございます。一方で、一昨年の4月以降、一般送配電事業者がエリアのH3需要の7%相当分を調整力として確保し、なおかつ旧一般電気事業者(小売部門)もまた供給力確保義務の観点から、各コマの自社需要予測の2

~5%の予備力を確保していることになっている結果として、卸電力市場への投入量が減少することになっていたことを踏まえまして、昨年、本委員会及び制度設計専門会合における議論を踏まえまして、各社とも1%を超える小売の予備力については、スポット市場ないし時間前市場にトウニュウしてくださいと。それで、もしもその後でスポット市場以降、ゲートクローズまでに何らかの気候の変更、気候の変動等があれば、それはその時間前市場で買い戻すということにしてはどうかということにしたわけでございます。

ただ、時間前市場の流動性に対する懸念等々もございますので、いきなり1%に一気に 引き下げるということではなくて、時間をかけて、1年の移行期間をかけて段階的に減ら していくことになっていたものでございます。

それに関しては、今回、10月末をもって、この1年の移行期間が終わるということを 踏まえまして、今後どうするかということについての改定をするものでございます。

133/146ページに、このガイドラインの制定前と現行制定後との関係の比較をしてございます。その上で135/146ページでございますけれども、この1年の間に、旧一電各社が、その予備力を $0\sim1$ %に引き下げた結果として何か問題になったことがあったのかどうか、具体的に申し上げますと、下側の表の右側でございますけれども、「予備力 $0\sim1$ %への移行後、買戻しが必要になったことがありましたか」、あるいは「買戻しが必要になったときに、時間前市場できちんと買えましたか」というところについて確認をさせていただきました。その結果として、「問題は特にない」という回答が得られたということでございます。

したがって、この取り組みを、基本的には今後も継続するということにしてはどうかと 考えでございます。

2点目として、136/146ページ、137/146ページに書いてございますけれども、この移行期間の間において、本年2月22日に大きな不足インバランスを出した旧一般電気事業者があったということを踏まえまして、広域機関における議論が行われてございます。その結果を踏まえまして、その改定を要請されているということでございますけれども、具体的には、そういう大きな不足インバランスを1回でも出したところについて、やはり供給能力確保義務との関係では問題になり得るのではないかという議論があったところでございますけれども、一方で、こういう議論について、意中のセーフハーバーとして、スポット市場の時点においてコマ予測需要の105/100%程度の供給力をもっている状況なのであれば、その後、大きな不足インバランスが出たとしても、直ちに供給の確保義務違反には問

われないという形のセーフハーバーをつくりたいということでございます。

あわせて138/146ページでございますけれども、このガイドライン自体は、北海道電力 も対象になり得るというものでございますけれども、先般の北海道胆振東部地震に伴う検 証作業が、現時点でまだ継続しているということも踏まえまして、北海道電力の取り扱い については、引き続き検討していくということでございます。

以上まとめまして、139/146ページに「今後の進め方」について書いてございますけれども、この取り組みを自社需要の $0\sim1$ %を超えるものについては予備力としてもたない、時間前市場、スポット市場に出すという形の予備力削減の取り組みを今後も継続することとしたということでございまして、具体的なガイドラインの改定後のものが140/146ページ以下に書かせていただいてございます。

こちらについては、従前からパブリックコメント等は対象にしていないということでご ざいます。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございました。

今のご説明に対するご質問、ご意見を……。

林委員どうぞ。

○林委員

制度設計専門会合等でいろいろデータも出しながら進めていただきまして、まずはありがとうございました。

1年間の経過、移行期間をみながらしっかりデータをとって、お互い相互にいろいろ確認していきながらやっていった中で、北海道電力の扱いだけは今後検討ということ以外は、こういう方向性でやっていくということでいいのではないか思います。

一方で、災害とかも少し多いところもありますので、そこら辺を踏まえたときの対応等々は、やはりしっかりグリップしていかなければいけない一方で、過剰な、といいますか、 過度な予備力ということに関しても、これは両輪だと思っていますので、その点はぜひしっかり検討していただければと思います。

以上です。○八田委員長どうもありがとうございました。

ほかにはご意見ございませんか。

非常に大きなインバランスを出したところ、そこは一応時間前市場も使おうと思ったわけですか、その時点で。

○木尾取引制度企画室長 このときは、当該者は、時間前市場でも相当程度の買戻しを 行おうとしたわけでございますけれども、どこまで買うか、どこの値段まで買いにいくか ということは、もちろんございますけれども、結果として不足インバランスが出てしまっ たということでございます。

○八田委員長 ということは、いってみれば、時間前市場が何か機能しない原因があったのか、買いの価格が安過ぎたのか、それはどちらでしょうね。

○木尾取引制度企画室長 個社情報になりますので、一般的な答えは、また別途説明をさせていただければと思いますけれども、どちらかといえば、買いの値段にかかわらず、いずれにしても供給力、その当時の、そのときの供給力は関東及び隣接地域で不足をしていたということなのだろうと理解をしてございます。

○八田委員長 なるほど。

しかし、もし価格がうんと上がっていれば、次の買いからはみんな自動的にそこに出そうということをやりますよね。要するにそういう準備をすると思うけれども、価格が上がらないということがわかっていたら、だれも供給余力はもたないでしょうね。

○木尾取引制度企画室長 ご指摘のとおりだと思ってございまして、ただ、現時点では インバランス制度等々が一つの要因となって、そういう市場メカニズムが完全に働いてい るかどうかというと、必ずしもそうはなっていないので、関連する制度とあわせて見直し ていく必要があるのかなと考えてございます。

○八田委員長 そうですね。

だから、インバランス制度が機能し出せばそんなことをするはずはなくて、もっと高い価格で買ったのだろうけれども、インバランスが安いから、そちらに頼れるという状況があったから、その状況のもとで、もっと時間前市場を活用させるような方策を旧一電に対しては義務づけるということはあってもいいのかもしれないですね。

○木尾取引制度企画室長 旧一電もそうですし、それ以外の小売電気事業者、発電事業者、そういう形の、ご指摘の方向性で市場メカニズムが徹底するような制度設計が必要なのかなと考えてございます。

- ○八田委員長 量が全然違うでしょうから、インバランスを発生させるときはね。
- ○木尾取引制度企画室長 そうですね。
- ○八田委員長 それでは、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、今のご説明のとおりに委員会として決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、ご異存がございませんでしたので、そのとおり決定することといたします。 それでは、本日、第1部で予定していた議事は以上ですけれども、ほかに何かございま すか。

- ○小柳総務課長補佐 第2部は、準備が整い次第開催することとしたいと思います。よ ろしくお願いします。
- ○八田委員長 それでは、第1部を終了いたします。 どうもありがとうございました。

——了——